

# 令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率について (検討案)

## 保険料率算定時の設定条件

- (1) 被保険者数は、国の人口推計等をもとに、令和2年度を「158.9万人」、令和3年度を「160.0万人」と推計した。
- (2) 一人当たり医療給付費の増加率は、過去5年間の増加率の平均から「0.17%」と推計した。
- (3) 後期高齢者負担率は、平成30年度・令和元年度の負担率に過去5期の増加率の平均を加え「11.42%」と推計した。
- (4) 調整交付金算定に用いる所得係数は、過去5年間の平均から「1.61」と推計した。  
このため、均等割額と所得割額の賦課割合は「38.31:61.69」となる。
- (5) 所得の伸び率は、過去6年間の所得の伸び率の平均から2年間で「-1.24%」と推計した。
- (6) 国の保険料軽減特例については、現在公表されている見直し内容によった。
- (7) 区市町村の保険料予定収納率については、前期と同様に98.20%とした。
- (8) 診療報酬改定による影響、財政安定化基金交付金の活用及び剰余金は、いずれも現時点では見込んでいない。

## 今後想定される保険料率の増減要因

- (1) 一人当たり医療給付費の伸び
- (2) 診療報酬改定
- (3) 後期高齢者負担率の改定
- (4) 調整交付金算定に用いる所得係数等の変更
- (5) 財政安定化基金の活用・剰余金の繰入れ

## ○ 特別対策等なし(政令どおり)で算定した場合

### 【保険料率等】

賦課総額 3,970億円

	H30・R元年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	47,600円	4,300円	9.9%
所得割率	8.80%	9.82%	1.02ポイント	11.6%
一人当たり平均保険料額	97,127円	109,309円	12,182円	12.5%

### 【保険料率比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

公的年金収入額	軽減割合				保険料額(年額)							
	R元年度		R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度		R元年度	R2年度	R3年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	均等割額			増加額	増加率			増加額	増加率
80万円	8割軽減	-	7割軽減	7割軽減	8,600	14,200	5,600	65.1%	14,200	5,600	65.1%	
168万円	8.5割軽減	50%軽減*	7.75割軽減	7割軽減	13,000	25,400	12,400	95.4%	29,000	16,000	123.1%	
173万円	5割軽減	25%軽減*	5割軽減	5割軽減	34,800	43,400	8,600	24.7%	43,400	8,600	24.7%	
196万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	59,400	66,000	6,600	11.1%	66,000	6,600	11.1%	
219万円	2割軽減	軽減なし	2割軽減	2割軽減	92,700	102,800	10,100	10.9%	102,800	10,100	10.9%	
240万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	119,800	133,000	13,200	11.0%	133,000	13,200	11.0%	
890万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000	620,000	0	0.0%	620,000	0	0.0%	

↑ 保険料の賦課限度額

## ○ 特別対策等を継続する場合

### 【特別対策等の所要額】

賦課総額 3,750億円

4項目の特別対策 - 葬祭事業 - 審査支払手数料 - 財政安定化基金拠出金 - 保険料未収金補填	計216億円 約82億円 約66億円 0億円 約68億円	区市町村負担金合計 220億円(2か年分)
所得割額独自軽減	約4億円	

### 【保険料率等】

	H30・R元年度	R2・3年度	増減	増減率
均等割額	43,300円	45,000円	1,700円	3.9%
所得割率	8.80%	9.08%	0.28ポイント	3.2%
一人当たり平均保険料額	97,127円	102,868円	5,741円	5.9%

### 【保険料率比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

公的年金収入額	軽減割合				保険料額(年額)							
	R元年度		R2年度	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度		R元年度	R2年度	R3年度	
	均等割額	所得割率	均等割額	均等割額			増加額	増加率			増加額	増加率
80万円	8割軽減	-	7割軽減	7割軽減	8,600	13,500	4,900	57.0%	13,500	4,900	57.0%	
168万円	8.5割軽減	50%軽減*	7.75割軽減	7割軽減	13,000	16,900	3,900	30.0%	20,300	7,300	56.2%	
173万円	5割軽減	25%軽減*	5割軽減	5割軽減	34,800	36,100	1,300	3.7%	36,100	1,300	3.7%	
196万円	5割軽減	軽減なし	5割軽減	5割軽減	59,400	61,500	2,100	3.5%	61,500	2,100	3.5%	
219万円	2割軽減	軽減なし	2割軽減	2割軽減	92,700	95,900	3,200	3.5%	95,900	3,200	3.5%	
240万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	119,800	123,900	4,100	3.4%	123,900	4,100	3.4%	
890万円	軽減なし	軽減なし	軽減なし	軽減なし	620,000	620,000	0	0.0%	620,000	0	0.0%	

※R2年度及びR3年度の所得割率の軽減割合はR元年度と同様

↑ 保険料の賦課限度額

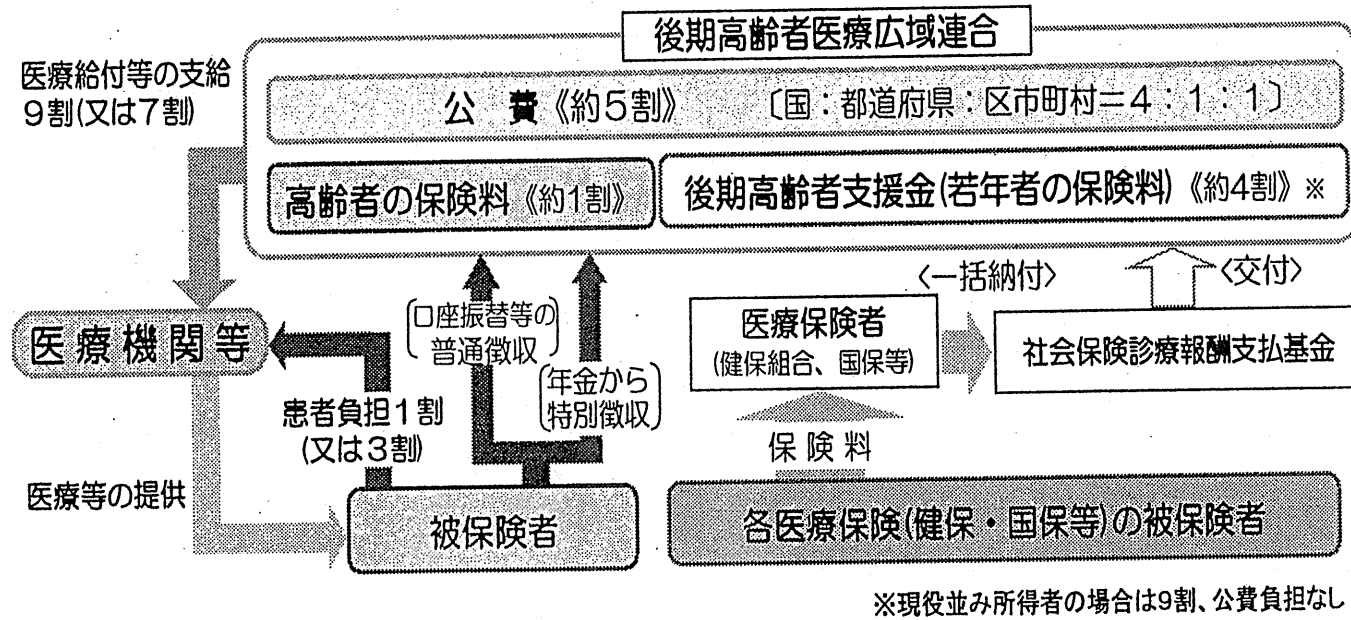
## 保険料率改定スケジュール

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
事務局		検討案			算定案		最終案	改正準備
協議会等		協議会①			協議会②			協議会③
議会			説明			説明		定例会

# 後期高齢者医療制度の仕組みと平成30・令和元年度保険料率等の概要

参考資料

## 1 後期高齢者医療制度の仕組み

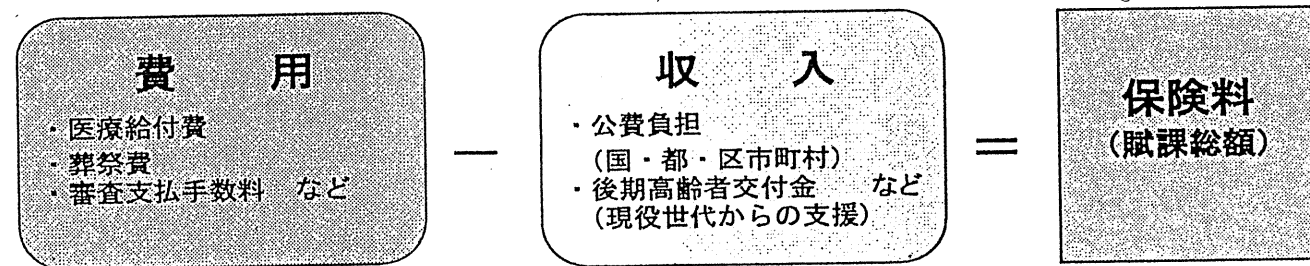


## 2 費用負担の構成

・後期高齢者医療の財源構成は、一般の場合は、患者負担（1割）を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割となっている。また、現役並み所得者については、患者負担（3割）を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約9割となっている。

・高齢世代の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められており、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代の負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代一人当たりの負担分を、高齢者と現役世代で折半し、段階的に引き上げる仕組みになっている。（平成20・21年度 10.00%→平成30・令和元年度 11.18%）

## 3 保険料率の算出方法（2年間の保険財政期間で算出）

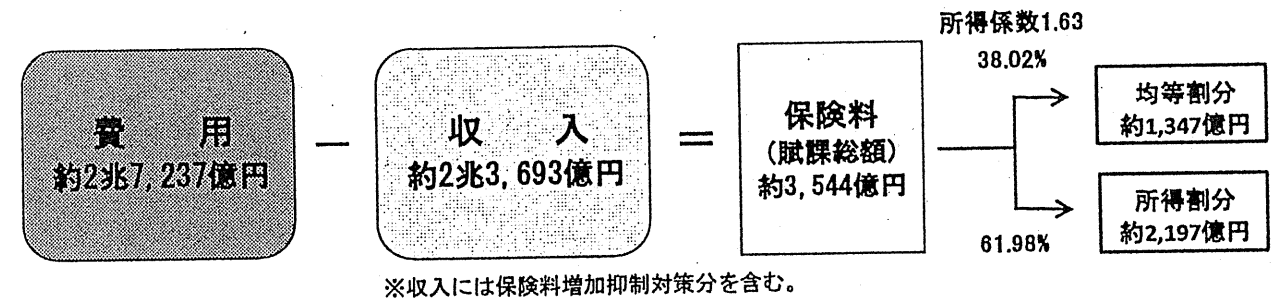


・賦課総額を所得係数※により均等割分と所得割分に按分し、均等割額と所得割率を算出

$$\begin{aligned} \text{均等割分} &\div \text{被保険者数見込み} = \text{均等割額} \\ \text{所得割分} &\div \text{総所得金額(限度額超過分を除く)} = \text{所得割率} \end{aligned}$$

※所得係数  
= 当該広域連合の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得 / 全国の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得

## 4 平成30・令和元年度保険料率の算出【2年間】



## 5 平成30・令和元年度の保険料率等

	増加抑制対策※の実施			〈参考〉政令どおり（増加抑制対策※を実施せず）	
	平成28・29年度	平成30・令和元年度	増減	平成30・令和元年度	増減
均等割額	42,400円	43,300円	900円	45,900円	3,500円
所得割率	9.07%	8.80%	-0.27ポイント	9.51%	0.44ポイント
一人当たり平均保険料額 (平成28年1月最終案)	95,492円	97,127円	1,635円	103,005円	7,513円

※増加抑制対策: (1)4項目の特別対策(計207億円)①葬祭事業(約80億円)②審査支払手数料(約63億円)③財政安定化基金拠出金(0円)④保険料未収金補填(約64億円)  
(2)財政安定化基金の活用(0円) (3)保険料所得割額の独自軽減(約3.6億円)

〈参考〉平成30・令和元年度の保険料率等の比較（厚生労働省資料）

	保険料率（年額・率）		年金収入別の保険料額の例（月額）		
	全国	東京都（順位）	全国	東京都（順位）	
均等割額	45,116円	43,300円（29位）	基礎年金受給者 (年金収入78万円)	376円	358円（27位）
所得割率	8.81%	8.80%（19位）			
被保険者一人当たり平均保険料額	70,284円※	97,127円（1位）	平均的な厚生年金受給者 (年金収入188万円)	4,449円	4,367円（25位）

※厚労省資料の平均保険料月額を年額換算した。